

制定：2009年 5月 22日

整理番号：TOH20090522

製品安全データシート

会社情報

会社名 カトウ工機株式会社
住所 神奈川県平塚市新町 2-65
電話 0463-36-1511

-
1. **製品名** (化学名、商品名など) セリ・カット リキッド
主用途 タッピング作業用オイル (ハケ塗り用)
-
2. **物質の特定**
単一製品・混合物の区別 混合物
化学名 植物油、添加剤混合液
成分及び含有量 脂肪酸トリグリセライド 55 質量%以上
油脂と脂肪酸メチルエステル 25 質量%以上
とオレフィンの硫化物
鋳物油 5 質量%未満
その他添加剤 15 質量%未満
化学式または構造式 特定できない。
官報公示整理番号 (化審法、安衛法) 企業秘密なので記載出来ない
CAS No. 企業秘密なので記載出来ない
国連分類及び国連番号 該当しない
労働安全衛生法 (通知対象物質) 鋳油 5 質量%未満
P R T R 法 該当しない
外国為替及び外国貿易管理法 輸出貿易管理令 該当しない
別表第 1 - 3 及び 化学兵器の禁止及び特定
物質の規制等に関する法律 第 2 種指定物質
-
3. **危険有害性の分類**
分類の名称 分類基準に該当しない。
危険性 可燃性があるので、火気に注意する。
有害性 有用な情報なし。
-
4. **応急措置**
目に入った場合 清浄な水で最低 15 分間目を洗浄した後、眼科医の手当を受ける。
皮膚に付着した場合 汚染された衣服・靴などを速やかに脱ぎ、水と石鹼で付着した部分を洗う。
吸入した場合 空気の新鮮な場所に移す。身体を毛布などでおおい、保温して安静に保ち、必要なら医師の手当を受ける。
飲み込んだ場合 無理に吐かせないで、直ちに医師の診断を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗浄する。
-

5. 火災時の措置

消火方法 火元（燃焼源）を断ち適切な消化剤を用いて風上から消火。
消火剤 泡、炭酸ガス、粉末、乾燥砂。消火に棒状水を用いてはならない。

6. 漏出時の措置

付近の着火源となるものを速やかに取り除き、着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。
漏出した製品が河川、下水道等に排出されないように注意する。
大量の場合、土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、できるだけ空容器に回収する。
少量の場合、土、砂、おがくず、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い ① 目に入ると炎症を起こすことがある。取り扱う際は保護眼鏡を使用する等して、目に入らないようにする。
② 皮膚に触れると炎症を起こすことがある。取り扱う際は保護手袋を使用する等して皮膚に触れないようにする。
③ 飲まないこと。誤って飲み込むと下痢・嘔吐することがある。
④ 容器から取り出す時は、ポンプ等を使用し、細管を用いて口で吸い上げてはならない。
⑤ ミスト又は蒸気を吸入すると気分が悪くなることがある。取り扱う際は呼吸器具を使用する等してミスト又は蒸気を吸入しないようにする。
⑥ 子供の手の届かない所に置くこと。
⑦ 周囲での火気、スパーク、高温体との接触を避ける。静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性のものを使用する。

保管 ① ゴミ、水などの混入防止のため使用後は密栓する。
② 直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて暗所に保管する。
③ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。
④ 指定数量以上の量を取扱う場合には、消防法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。

8. 暴露防止措置

管理濃度 規定なし
(作業環境評価基準：労働省告示 第26号 平成7年3月27日)
許容濃度 日本産業衛生学会(2004年度版) : 設定されていない
設備対策 ミスト又は蒸気が発生する場合は、発生源の密閉化又は排気装置を設ける。
保護具 呼吸用保護具 必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
保護眼鏡 飛沫が飛ぶ場合にはゴーグル型眼鏡を着用する。
保護手袋 長期間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
保護衣 長時間にわたり取り扱う場合、または濡れる場合には耐油性の長袖作業服を着用する。濡れた衣類は完全に清浄にしてから再使用する。

9. 物理／化学的性質

外観	茶褐色不透明液体
臭い	臭気あり
沸点	データなし
融点	データなし
蒸気圧	データなし
揮発性	なし
溶解度 水	不溶
密度	0.92 (g/cm ³ , 15°C)

10. 危険性情報 (安定性・反応性)

引火点	200°C以上
発火点	データなし
可燃性	あり
酸化性	データなし
爆発特性	
爆発限界	データなし
安定性・反応性	通常条件では安定であり、反応性は殆どない。
その他	加熱により硫化水素を発生する恐れが有る。

11. 有害性情報 (人についての症例、疫学的情報を含む)

目刺激性	刺激の恐れあり。
皮膚刺激性	長期または繰り返し接触する場合は刺激の恐れあり。
がん原性	IARCグループ3に分類 (ヒトに対して発ガン性について分類できない)
その他	現在のところ有用なデータなし

12. 環境影響情報

分解性	現在のところ有用なデータなし
蓄積性	現在のところ有用なデータなし
魚毒性	現在のところ有用なデータなし

13. 廃棄上の注意

- ① 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。
 - ② 投棄禁止。
 - ③ 埋立処分を行う場合は、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについて総理府で定められた物質が基準以下であることを確認しなければならない。
 - ④ 焼却する場合は、安全な場所で、かつ燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。
-

14. 輸送上の注意

- ① 陸上輸送 : 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬すること。
指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げること。またこの場合、当該危険物に該当する消火設備を備えること。
運搬容器及び包装の外部に、品名、数量、危険等級および「火気厳禁」の表示をする。
消防法第1類および第6類の危険物、高圧ガスとの混載禁止。
陸上輸送の場合、運搬時の積み重ねたかさは3 m以下とする。
- ② 海上輸送 : 船舶安全法 船舶安全法に定められている運送方法による。
- ③ 航空輸送 : 航空法 航空法に定められている運送方法による。

15. 適用法令

- ① 安衛法・化審法 : 既存化学物質名簿への収載、通知対象物
 鉱油：5質量%未満
- ② 消防法 : 危険物第4類第3石油類（非水溶性）
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）
- ④ 水質汚濁防止法 : 油分排出規制（ノルマルヘキサン抽出分として検出される）
- ⑤ 海洋汚染防止法 : 油分排出規制（原則禁止）
- ⑥ 下水道法 : 鉱油類排出規制
- ⑦ PRTR法 : 非該当

16. その他（引用文献等）

- ① ANSI Z129.1-1994 American National Standards Institute.（米国規格協会）
- ② 新・絵で見る中毒110番（保険同人社）
- ③ 許容濃度の勧告（2004） 日本産業衛生学会 産業医学 38巻 P.172-183
- ④ 化審法 既存化学物質 ハンドブック第4版 化学工業日報社
- ⑤ Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices ACGIH（2004）
- ⑥ IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS VOLUME 33
- ⑦ EC理事会指令「67/548/EEC」の付属書1「危険な物質リスト」
- ⑧ 新版 危険・有害物便覧、page 528,690
- ⑨ 製品安全データシートの作成指針（日本化学工業協会）

17. お願い

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保する為の参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。

記載内容は、現時点で入手出来る資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全を保証するものではありません。

また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであり、特別な取り扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全対策を講じた上での取り扱いが必要です。

全ての化学品については、未知の有害性があり得ます。取り扱いには細心の注意が必要です。

本品の適正なる使用については、使用者各位の責任に於いて行って下さい。
